

【事案Ⅶ－6】車両共済金請求

・平成 27 年 11 月 16 日 不受理決定

<事案の概要>

自損事故により前方車両に後ろから追突し、自動車共済の車両損害補償および人身傷害補償等にかかる共済金を請求したところ、被申立人は当該事故が故意によるものとして共済金の支払を拒否したもの。

<不受理の理由>

審議会では、申立ての適格性について審査を行った。審査の結果、本案件が既に訴訟に係属していることから、裁定手続規則第 16 条 3 号にもとづき、申立てを不受理とした。